

文星芸術大学美術学部履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 美術学部（以下「本学部」という。）の授業科目履修については、学則に定めるもののほか、この履修規程による。

(学科及び専攻)

第2条 本学部に次の学科及び専攻を置く。

学科	美術学科	専攻	デザイン専攻、マンガ専攻、総合造形専攻
----	------	----	---------------------

第2章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第3条 本学部の授業科目は、教養科目（基礎教育、キャリア形成、外国語、保健体育）、共通基礎科目、専門教育科目及び自由科目に分けて、その授業科目、単位数については別表1のとおりとする。

(教養科目)

第4条 教養科目は、基礎教育8単位以上、キャリア形成13単位以上、外国語2単位以上、保健体育1単位以上、計24単位以上を修得しなければならない。

(共通基礎科目)

第5条 共通基礎科目は、42単位以上を修得しなければならない。

(専門教育科目)

第6条 専門教育科目は、58単位以上を修得しなければならない。

(自由科目)

第7条 単位互換科目として履修した科目を自由科目とする。

(授業科目の種類)

第8条 授業科目の種類は、必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

(卒業に必要な単位数)

第9条 卒業に必要な単位数は124単位とし、その修得区分は、第4条から第6条の規定及び別表2のとおりとする。

第10条 削除

(学芸員の資格取得科目)

第11条 学芸員の資格を取得しようとする者は、別表4及び別に定める学芸員課程履修要領による科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(教職課程)

第11条の2 教育職員免許状を取得しようとする者は、別表5及び別に定める教職課程履修規程による科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(履修申告)

第12条 授業科目（講義、実技、演習、卒業研究を含む。）の履修申告は、当該年度に履修する全科目について毎学年始め、一定の期間内に所定の履修申告をしなければならない。

- 2 履修申告をしない授業科目については、受講しても単位を与えない。
- 3 単位を修得した授業科目については、受講しても単位を与えない。
- 4 履修申告をした授業科目の変更、取消の取扱いについては、その都度指示する。
- 5 履修申告は授業科目年次別配当表に従って行うものとし、上級年次配当の授業科目の受講は、原則としてこれを認めない。
- 6 専攻によっては、年次指定科目を設けることがある。
- 7 卒業研究履修者で卒業研究の時間に他の授業科目を履修しようとする場合は、卒業研究指導教員の承諾を得なければならない。

(必修科目と関連した選択科目の履修)

第13条 各専攻において推薦選択科目を設け、その履修は次のとおりとする。

- (1) 基礎学力及び応用力を修得するため選択科目を積極的に履修し、特に各専攻における推薦選択科目は必ず受講すること。
- (2) 専門教育科目に付随し、訓練を主体とする演習、実技の授業科目は、原則として3分の2以上の出席により、その必修科目の単位修得をもってこれらの単位も修得できるものとする。

(他の大学又は短期大学及び大学以外の教育施設等における履修等)

第14条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修は、学科及び専攻において教育上有益と認めるときに限り、教授会の議を経て学部長がこれを許可する。

- 2 学科及び専攻において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、教授会の議を経て、学部長がこれを許可する。
- 3 前項により与えることができる単位数は、第1項に規定する特別聴講学生として他大学等において履修し、本学において修得したとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(留年生の履修)

第15条 留年となった学生は、入学年次のカリキュラムを適用する。

(再履修)

第16条 必要な単位修得ができなかった授業科目については再履修しなければならない。

- 2 再履修授業科目は第12条に定める履修申告をしなければならない。
- 3 再履修授業科目と当該年次授業科目の授業時間が重複する場合は低年次の授業科目を優先して履修するものとする。

(授業科目の単位算定の基準)

第17条 授業科目と授業時間の単位数の関係は、1単位の履修時間を、教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

授業区分	授業時間	自 修 時 間 (学 習 内 容)	摘 要
講 義	15時間	30時間 (復習、宿題、テスト等)	学期試験
演 習 A	15時間	30時間 (予習、発表、レポート、対話討論等)	ゼミA
演 習 B	30時間	15時間 (予習、訓練、対話討論等)	ゼミB
実 験	30時間	15時間 (レポート、発表会等)	学期試験なし
実 習	30時間	15時間 (レポート、発表会等)	学期試験なし
実 技 A	45時間		
実 技 B	30時間		

2 授業時間の区分は次のとおりとする

第 1 時 限	第 2 時 限	第 3 時 限	第 4 時 限	第 5 時 限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

3 自修時間を確保し、1日あたりの授業は6単位以内を原則とする。

(授業時間割)

第18条 各学年において開講する授業科目と授業計画及び授業時間割は、毎学年学期の始めに提示する。

2 授業科目の一部については、年度によって開講しないことがある。

(授業科目の単位の認定)

第19条 授業科目の単位の認定は、授業科目を履修し、原則として3分の2以上出席するとともに、試験の合格その他の要件を満たした者について、所定の単位を与える。

(試験)

第20条 試験は各学期末にこれを行う。

2 授業科目の試験は、各学期末に行う定期試験のほか、随時にこれを行うことがある。

3 実験、実習、実技、演習、製図の授業科目の試験は、平常の成績をもってこれに替えることができる。又、実験、実習ではデータ等の整理やその結果についてのレポートの作成など、教室外での学修や学修成果も評価するものとする。

(受験資格)

第21条 受験資格は、次の条件を満たしている者とする。

- (1) 履修申告済みの者
- (2) 授業料、その他所定の学生納付金を納入済みの者。ただし、授業料等納入を免除された者及び納入延期を認められた者は、この限りでない。
- (3) 履修科目については、原則として3分の2以上の出席のあるもの。ただし、忌引による欠席は、次の日数を限度として出席とみなす。

本人との関係	日数
配偶者及び一親等内の親族	7日
二親等内の親族	3日
三親等内の親族	2日

(試験上の注意)

第22条 試験場においては、次の諸注意に従うものとする。

- (1) 試験場には、学生証を携帯すること。
- (2) 試験開始後30分を経過すると試験場に入ることができない。又、30分を経過しなければ退場できないものとする。
- (3) 試験用紙は、例えその試験を棄権する場合でも提出しなければならない。
- (4) 試験中は、監督者の指示に従わなければ退場を命ずる。
- (5) 試験において不正行為があった場合には、当該期の当該試験科目の成績評価を無効とする。特に悪質のものについては、学則第43条の規定により処分する。

(成績の評価)

第23条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし不可を不合格とする。

2 前項の評価は、次の基準による。

- (1) 秀 100点より95点まで 学習目標の内容をほぼ完全に理解し、かつ応用する力がついていると認められる
- (2) 優 94点より80点まで 学習目標の内容を十分に理解し、修得したものと認められる
- (3) 良 79点より70点まで 学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる

- (4) 可 69点より60点まで 学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる
 - (5) 不可 59点以下（不合格） 学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる。または出席不足、試験放棄等
- 3 成績通知書に当該年度G P A及び累積G P Aを表記し、成績証明書に累積G P Aを記載する。

(追試験)

- 第24条 入院、近親者の死亡、就職試験、不慮の事故、災害等やむを得ない事由のため試験を受けることができなかつたと認められる者に対しては、本人の願い出により追試験を行う。
- 2 追試験は、学期試験終了時から1週間以内に一回だけ行う。
 - 3 追試験を許可された者は、追試験料1科目につき2,000円を添えて、追試験願を提出しなければならない。

(再試験)

- 第25条 試験に不合格となった授業科目は、その担当教員の指示により、再試験を行うことがある。
- 2 再試験を実施する科目がある場合、これに該当する者は、前期及び後期学期試験の後に行うものとする。
 - 3 再試験の受験は、各人3科目6単位以内とする。
 - 4 再試験を受験する者は、再試験料1科目につき2,000円を添えて、再試験願を提出しなければならない。
 - 5 再試験の成績評価は、69点（可）以下とする。
 - 6 既に納入した再試験料は、これを返還しない。

第3章 進級・卒業研究及び卒業要件

(進級)

- 第26条 進級については次の基準による。
- (1) 1年次終了時において、修得総単位数が30単位以上でなければ原則として2年次への進級を認めない。
 - (2) 2年次終了時において、教養科目（必修）4単位、修得総単位数が60単位以上でなければ原則として3年次への進級を認めない。
 - (3) 3年次終了時において、修得総単位数が80単位以上でなければ原則として4年次への進級を認めない。
- 2 専攻別の進級条件については、別に定めることができる。

(卒業研究)

第27条 4年次進級時において、卒業研究の履修を認める。

(卒業要件)

第28条 学則第40条の規定による卒業に必要な授業科目並びにその単位数は第9条及び別表2による。

(卒業見込証明書)

第29条 卒業見込証明書は、卒業研究指導を受けている者について、これを発行する。

第4章 聴講生

(聴講志願資格)

第30条 本学部の授業科目を聴講することを許可される者は、学則第14条に定める資格を有する者とする。

(出願の手続き)

- 第31条 聴講を志願する者は、原則として毎年3月20日までに、次の各号に定める書類を添えて聴講許可願を提出しなければならない。
- (1) 履歴書
 - (2) 最終学校卒業証明書及び成績証明書
 - (3) 勤務先所属長の承諾書（ただし有職者に限る。）
 - (4) 外国人の場合は、在留カード及び日本における身元保証書

2 聴講生の収容人員及び聴講を出願できる授業科目とその単位数は受付前に公示する。

(聴講の許可)

第32条 聴講生は、各学科で選考のうえ教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 聴講生の聴講期間は1年以内とする。

(登録料、聴講料)

第33条 登録料及び聴講料は、学則第60条に定めるところによる。

(授業科目履修の証明書)

第34条 聴講生でその履修した授業科目の試験に合格し、科目修了の認定をした者には、授業科目履修の証明書を交付する。

(聴講生の心得)

第35条 聴講生は、聴講許可証を携帯し、学内諸規程を守らなければならない。

2 聴講期間が終了したときは、直ちに聴講許可証を返還しなければならない。

3 聴講生として不適当であると認めるときは、聴講許可を取消すことがある。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第36条 本学部の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第19条の規定を準用する。

(科目等履修生の履修資格)

第37条 科目等履修生として本学部の授業科目の履修を許可される者は、学則第14条に定める資格を有する者及び大学において科目等履修生として適当であると認めたとする。

(科目等履修生の出願手続き)

第38条 本学部の授業科目を科目等履修生として履修を志願する者は、学期の始めに次の各号に定める書類を添えて、科目等履修許可願を提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 最終学校卒業証明書及び成績証明書

(3) 勤務先所属長の承諾書（ただし有職者に限る。）

(4) 外国人の場合は、在留カード及び日本における身元保証書

2 科目等履修生の収容人員及び履修できる授業科目については、学期の始めに公示する。

(科目等履修の許可)

第39条 科目等履修生は、教育研究に支障がない場合に限り、学科又は各専攻で選考し、教授会の議を経て学長が履修を許可する。

2 科目等履修生の履修期間は、本学部の特定の授業科目の単位修得を目的とする（以下「科目登録制」という。）者については、1年以内とし、専攻として設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする（以下「専攻登録制」という。）者については、その単位修得までとする。

(登録料及び履修料)

第40条 科目等履修生として本学部の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は、学則第60条の定めるところによる。ただし、専攻登録制による科目等履修生で、その履修期間が2年以上にわたる場合の登録料及び履修料は、年度ごと納付するものとする。

(単位修得証明書)

第41条 科目等履修生でその履修した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を認定し、単位修得の証明書を交付する。

2 科目等履修生で本学又は他の大学で単位を修得した者が、本学部の正規の課程に入学した場合、入学した学科の審査及び教授会の議を経て、学長が本学部の単位として算入することを認めることができる。

(科目等履修生の心得)

第42条 科目等履修生は、履修生証を携行し、学内諸規程を守らなければならない。

2 履修期間が終了したときは、直ちに履修生証を返還するものとする。

3 科目等履修生として不適当であると認められたときは、履修許可を取消すことがある。

第6章 特別聴講学生

(特別聴講学生)

第43条 他大学等との単位互換協定に基づいて本学部が受入れる特別聴講学生については、文星芸術大学特別聴講学生に関する要項による。

第7章 学士入学、編入学及び専攻変更

(学士入学及び編入学)

第44条 学則第18条及び第19条の規定による学士入学、編入学は入学試験を実施し、合否判定会議を経て学長が入学を許可する。

2 学士入学又は編入学は、編入学定員の範囲内で選考を実施する。

3 学士入学又は編入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

4 前項による既修得単位については、学士入学又は編入学する学科の授業科目、授業時間数及びその単位数に相当すると認められるものにつき、次の基準により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

(1) 3年次編入学は、教養科目（基礎教育・キャリア形成・外国語・保健体育）分野においては、20単位の範囲内とし、共通基礎科目については、26単位、専門教育科目については、16単位の範囲内とし、既修得単位認定の上限は62単位とする。2年次編入学は、教養科目（基礎教育・キャリア形成・外国語・保健体育）分野においては、14単位の範囲内とし、共通基礎科目については、26単位の範囲内とし、既修得単位認定の上限は40単位とする。

(2) 前号における既修得単位数の認定枠は原則とするが、履修科目の内容によっては、前号の規定にかかわらず、認定することができるものとする。ただし、既修得単位数の上限は、3年次編入学は62単位、2年次編入学は40単位とする。

(3) 3年次編入学に必要な既修得単位は42単位以上とし、上限は62単位とする。2年次編入学に必要な既修得単位は24単位以上とし、上限は40単位とする。

5 学士入学で新たに本学部の1年次に入学を許可された者の本学部に入学者の前に大学又は短期大学において履修し、修得した単位で本学における授業科目の履修とみなす単位数は30単位以内とする。ただし、当該大学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

6 本学部で科目等履修生として単位を修得した者が、本学部で正規に入学した場合、当該単位数を入学後に修得したものとみなし、卒業に必要な単位数に算入することができる。この場合、前項ただし書の規定は適用されないものとする。

7 前3項により既修得単位につき本学部における授業科目の履修とみなした授業科目に換えて他の授業科目を履修させることができる。

8 学士入学者及び編入学者は編入学学年次のカリキュラムを適用する。

(専攻変更)

第45条 専攻変更は、教育上有益と認める場合において、当該専攻で審査のうえ、学部長がこれを許可する。

第8章 休学、退学、復学、留学及び転学

(休学)

第46条 学則第34条の規定による休学の取扱いについては、学則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 休学を願い出たその期の学生納付金が納付されている者について、学長が休学を許可する。
- (2) 休学期間は願い出た日から、その学年度の末日までを限度とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

(退学)

第47条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、指導教員に相談のうえ、退学願にその理由を記入し、保証人連署のうえ教務課を経て学長あてに願い出するものとする。

- 2 退学は、退学を願い出たその期の学生納付金が納付されている者について、学長が許可する。
- 3 退学は、学長が許可した日付をもって処理する。

(復学)

第48条 復学は、学長が許可する。

- 2 復学を希望する者は、所定の願書に復学できることを証明する書類を添えて、学期の始めに学長に願い出しなければならない。
- 3 復学の時期は、学期の始めとし、入学年度のカリキュラムを適用する。
- 4 復学を許可された者は、休学したときの学年次に復するものとする。ただし、半期休学者で、進級要件を満たした者については、この限りではない。

(留学)

第49条 留学については、学則第39条に定めるもののほか、手続きに関する事項については、別に定める。

(転学)

第50条 転学は、転学を理由とする退学を願い出て学長の許可を受けなければならない。

- 2 本学部 に在籍のまま他大学に転学を志願しようとするときは、他大学に出願するまでに、その旨願い出て、あらかじめ学長の許可をうけるものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成23年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成24年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成25年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成26年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、第2条、第6条、第8条、第12条、第26条、第27条、第29条、第44条及び別表1、別表2、別表3、別表4については、平成27年度入学に係る者から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

なお、平成28年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、別表1については、平成29年度入学に係る者から適用する。

附 則

この規程は、平成30年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、第2条、第5条、第6条、第26条、別表1、別表2については、平成30年度入学に係る者から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

なお、平成31年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

なお、2020年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

なお、2021年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

なお、2022年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

なお、2023年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

なお、2024年3月31日に在学している学生については従前の例による。

別表1 教育課程（第3条）

1. 教養科目（24単位以上）

※は共同副専攻対象科目

区分	授業科目	単位数			卒業要件単位数		備考
		必修	選択必修	選択	内訳	合計	
講義	基礎教育			2 2 2 2 2 2 2	8 単位以上	24 単位以上	
	キャリア形成	2 2		2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 2	13 単位以上		
	外国語			1 1 1 1 1	2 単位以上		
	保健体育			1 1 1	1 単位以上		
実技	保健体育 体育実技Ⅰ 体育実技Ⅱ			1 1 1	1 単位以上		

2. 共通基礎科目（42単位以上）

※は共同副専攻対象科目

区分	授業科目	単位数			卒業要件単位数		備考
		必修	選択必修	選択	内訳	合計	
講義	日本美術史Ⅰ		2				
	日本美術史Ⅱ		2				
	西洋美術史Ⅰ		2				
	西洋美術史Ⅱ		2				
	美術解剖学Ⅰ			2			
	美術解剖学Ⅱ			2			
	工芸論			2			
	工芸演習			2			
	色彩論Ⅰ			2			
	色彩論Ⅱ			2			
	美術理論			2			
	美学Ⅰ			2			
	美学Ⅱ			2			
	デザイン概論 ※			2			
	デザイン史			2			
	文化財学概論			2			
	地域文化基礎			2			
	地域創生演習基礎Ⅰ			2			
	地域創生演習基礎Ⅱ			2			
	地域調査論基礎Ⅰ			2			
地域調査論基礎Ⅱ			2				
アニマルアートⅠ			2				
アニマルアートⅡ			2				
実技	共通基礎演習Ⅰ（絵画）			2		42単位以上	
	共通基礎演習Ⅱ（彫刻）			2			
	共通基礎演習Ⅲ（デザイン）			2			
	共通基礎演習Ⅳ（工芸）			2			
	美術基礎演習Ⅰ（デザイン）			2			
	美術基礎演習Ⅰ（マンガ）			2			
	美術基礎演習Ⅰ（総合造形）			2			
	美術基礎演習Ⅱ（デザイン）			2			
	美術基礎演習Ⅱ（マンガ）			2			
	美術基礎演習Ⅱ（総合造形）			2			
	美術基礎演習Ⅲ（デザイン）			2			
	美術基礎演習Ⅲ（マンガ）			2			
	美術基礎演習Ⅲ（総合造形）			2			
	美術基礎演習Ⅳ（デザイン） ※			2			
	美術基礎演習Ⅳ（マンガ）			2			
	美術基礎演習Ⅳ（総合造形）			2			
	造形演習Ⅰ（Web）			2			
	造形演習Ⅰ（アニメ）			2			
	造形演習Ⅰ（染色）			2			
	造形演習Ⅰ（陶芸）			2			
	造形演習Ⅰ（キャラクター）			2			
	造形演習Ⅰ（マンガ）			2			
	造形演習Ⅰ（日本画）			2			
	造形演習Ⅰ（自然素材）			2			
	造形演習Ⅱ（水彩）			2			
	造形演習Ⅱ（木工）			2			
	造形演習Ⅱ（Web）			2			
	造形演習Ⅱ（アニメ）			2			
	造形演習Ⅱ（染色）			2			
	造形演習Ⅱ（マンガ）			2			
	造形演習Ⅱ（日本画）			2			
	造形演習Ⅱ（和紙）			2			
造形演習Ⅱ（漆）			2				
造形演習Ⅱ（彫刻）			2				

3. 専門教育科目 (58単位以上)

※は共同副専攻対象科目

区 分	授 業 科 目	単位数			卒業要件単位数		備 考
		必修	選択必修	選択	内 訳	合 計	
講 義	日本美術史Ⅲ			2		58 単 位 以 上	
	西洋美術史Ⅲ			2			
	東洋美術史			2			
	美術鑑賞			2			
	広告論			2			
	アートハンティング			1			
	美術研修Ⅰ			1			
	美術研修Ⅱ			2			
	古美術研修			1			
	総合デザイン論			2			
	日光の歴史と文化			2			
	地域創生演習Ⅰ			2			
	地域創生演習Ⅱ			2			
	地域創生演習Ⅲ			2			
	地域創生演習Ⅳ			2			
	地域調査論Ⅰ			2			
	地域調査論Ⅱ			2			
	地域調査論Ⅲ			2			
	地域調査論Ⅳ			2			
	人間関係論			2			
	社会心理学			2			
	地域活性化論			2			
	シティプロモーション			2			
	アートスタディ方法論Ⅰ			2			
	アートスタディ方法論Ⅱ			2			
	アート・コミュニケーション			1			
	地域文化研究Ⅰ			2			
	地域文化研究Ⅱ			2			
	ゼミナールⅠ			2			
	ゼミナールⅡ			2			
卒業論文Ⅰ			4				
卒業論文Ⅱ			4				
デジタルマンガ制作演習 ※			1				
デジタルコンテンツ ※			2				
キャラクターイラスト ※			2				
実 技	美術表現演習Ⅰ (デザイン)			4			
	美術表現演習Ⅰ (マンガ)			4			
	美術表現演習Ⅰ (総合造形)			4			
	美術表現演習Ⅱ (デザイン) ※			4			
	美術表現演習Ⅱ (マンガ)			4			
	美術表現演習Ⅱ (総合造形)			4			
	美術表現演習Ⅲ (デザイン)			4			
	美術表現演習Ⅲ (マンガ)			4			
	美術表現演習Ⅲ (総合造形)			4			
	美術表現演習Ⅳ (デザイン)			4			
	美術表現演習Ⅳ (マンガ)			4			
	美術表現演習Ⅳ (総合造形)			4			
	美術創作演習Ⅰ (デザイン)			4			
	美術創作演習Ⅰ (マンガ)			4			
	美術創作演習Ⅰ (総合造形)			4			
	美術創作演習Ⅱ (デザイン)			4			
	美術創作演習Ⅱ (マンガ)			4			
	美術創作演習Ⅱ (総合造形)			4			

区分	授業科目	単位数			卒業要件単位数		備考
		必修	選択必修	選択	内訳	合計	
実 技	美術創作演習Ⅲ (デザイン)			4			
	美術創作演習Ⅲ (マンガ)			4			
	美術創作演習Ⅲ (総合造形)			4			
	美術創作演習Ⅳ (デザイン)			4			
	美術創作演習Ⅳ (マンガ)			4			
	美術創作演習Ⅳ (総合造形)			4			
	美術創作演習Ⅴ (デザイン)			4			
	美術創作演習Ⅴ (マンガ)			4			
	美術創作演習Ⅴ (総合造形)			4			
	美術創作演習Ⅵ (デザイン)			4			
	美術創作演習Ⅵ (マンガ)			4			
	美術創作演習Ⅵ (総合造形)			4			
	卒業研究 (デザイン)			8			
	卒業研究 (マンガ)			8			
卒業研究 (総合造形)			8				

4. 自由科目

区分	授業科目	単位数			卒業要件単位数		備考
		必修	選択必修	選択	内訳	合計	
講義 実技	単位互換科目 (大学コンソーシアムとちぎ連携講座・ 共同副専攻科目等)						

別表2 (第9条)

卒業に必要な単位の修得区分

○ 教養科目 24単位以上修得	基礎教育 ————— 8単位以上修得 キャリア形成 (必修) ——— 4単位修得 キャリア形成 (選択) ——— 9単位以上修得 外国語 ————— 2単位以上修得 保健体育 ————— 1単位以上修得
○ 共通基礎科目 42単位以上修得	
○ 専門教育科目 58単位以上修得	
合 計	124単位以上修得
※ 自由科目、学芸員に関する科目及び教職に関する科目は、卒業に必要な単位数に加算されない。	

別表3 削除

別表4 学芸員課程（第11条）

授 業 科 目	単位数			修得要件単位数		備 考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合 計	
生涯学習概論	2			19	19 単 位	
博物館概論	2					
博物館経営論	2					
博物館資料論	2					
博物館資料保存論	2					
博物館展示論	2					
博物館教育論	2					
博物館情報・メディア論	2					
博物館実習	3					

別表5 教職課程（第11条の2）

1. 教育の基礎的理解に関する科目等

授 業 科 目	単位数			修得要件単位数		備 考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合 計	
教育原理	2			26	26 単 位	
教職概論	2					
教育制度論	2					
教育心理学	2					
特別支援教育概論	2					
教育課程論	2					
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2					
教育方法論	2					
ICT活用の理論と方法	1					
生徒・進路指導	2					
教育相談	2					
教育実習事前事後指導	1					
教育実習	2					
教職実践演習（高）	2					

2. 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

授 業 科 目	単位数			修得要件単位数		備 考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合 計	
美術科指導法Ⅰ	2			4	4 単 位	
美術科指導法Ⅱ	2					

3. 大学が独自に設定する科目

授 業 科 目	単位数			修得要件単位数		備 考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合 計	
ボランティア実習Ⅰ	1			2	2 単 位	
ボランティア実習Ⅱ	1					

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

授 業 科 目	単位数			修得要件単位数		備 考
	必修	選択 必修	選択	内 訳	合 計	
日本国憲法	2			2	8 単 位	
体育実技 I 体育実技 II	1 1			2		
英語 I 英語 II フランス語 イタリア語		1 1 1 1		2		
IT基礎 I IT基礎 II	1 1			2		